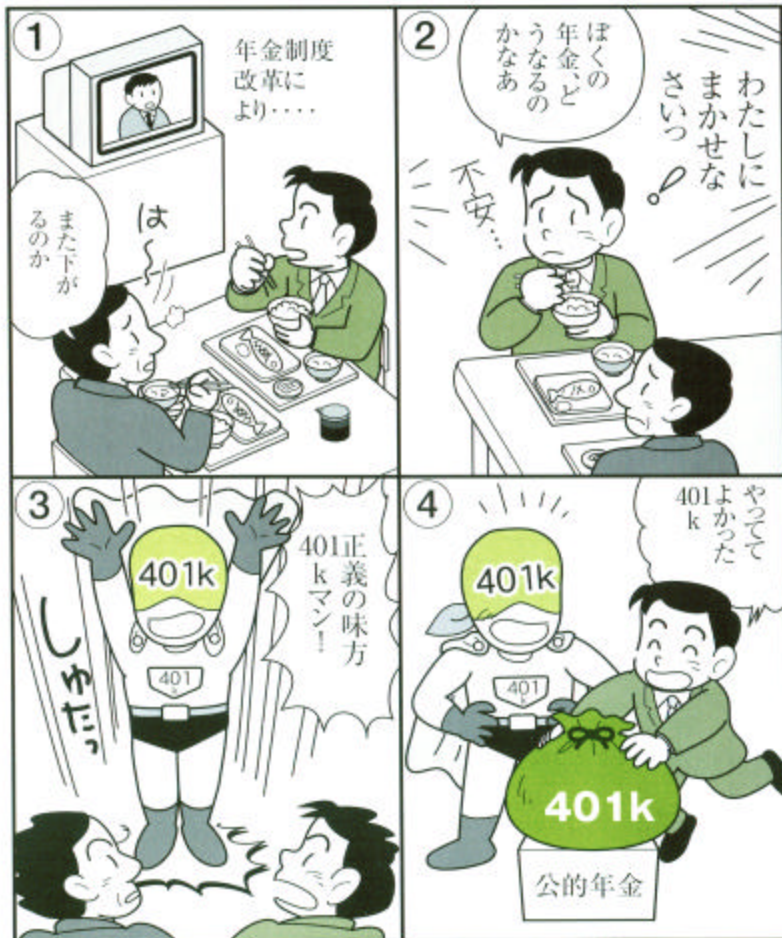
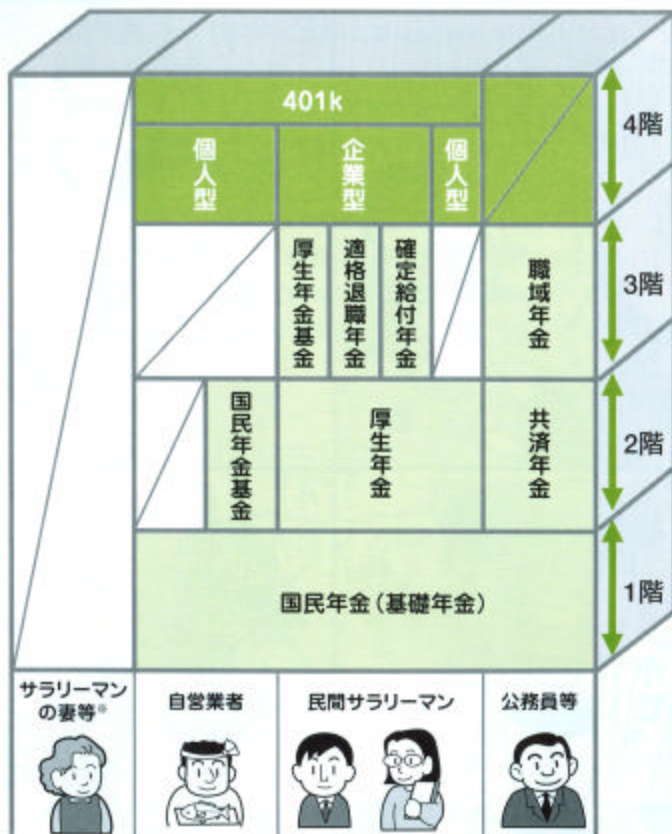


やってよかった401k





日本の年金制度のしくみと 401kの位置づけ



※サラリーマンの妻等とは、国民年金の第3号被保険者をいいます。
昭和61年にスタートした。

日本の年金制度は、2階建てといわれているように、1階部分を国民年金（基礎年金）、2階部分が報酬比例の厚生年金、共済年金という形になっています。

2階建ての年金では、「豊かな老後」は送れないため各企業では3階部分として、厚生年金基金や適格退職年金に加入し、年金額の増加につとめてきました。しかし、年金の支給開始年齢の65才への引上げや給付水準の抑制により老後への不安がひろがっています。

60才で、退職したと仮定すると、少なくとも公的年金を受け取れるまでや、その後のゆたかなセカンドライフの為に資金を準備する必要があります。

401kは、その選択肢のひとつで、日本の年金制度の4階部分にあたります。





年金の受け取りは 65歳からになる!

●● 公的年金の削減

厚生年金は、従来は60歳から特別支給の老齢厚生年金が支給されていましたが、生年月日によって段階的に支給開始年齢が引き上げられています。昭和36年生まれの男性（女性は5年遅れ）からは65歳からしか厚生年金を受け取れることができなくなりました。現在も財源不足は深刻化する一方で、見直しが続いています。改正案の一つとしては、支給開始を70歳にするというものもあり、いずれにせよ、老後資金の不安は解消されません。

●● 企業年金の見直し

公的年金が削減される中、企業も長引く不況により、退職金や企業年金の見直しを行わざるを得なくなっています。退職金や企業年金を廃止する会社も多くなっています。

●● 高齢化

人生50年というのは、昔の話で、60歳定年後から20年にもおよぶ「老後」期間をいかに過ごすかは大きなテーマです。60歳で退職すると、世代によっては、65歳までは収入がゼロになってしまうことも考えられます。貯金や退職金を取り崩してしのいだとしても、その後年金だけで暮らせるのでしょうか。

60～65歳の生活は
どうなる!?

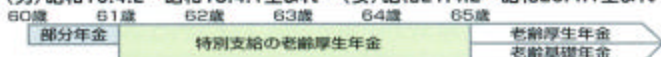




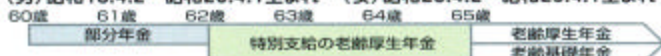
ますます必要になる 自助努力



(男) 昭和16.4.2～昭和18.4.1生まれ (女) 昭和21.4.2～昭和23.4.1生まれ



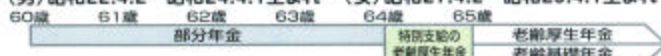
(男) 昭和18.4.2～昭和20.4.1生まれ (女) 昭和23.4.2～昭和25.4.1生まれ



(男) 昭和20.4.2～昭和22.4.1生まれ (女) 昭和25.4.2～昭和27.4.1生まれ



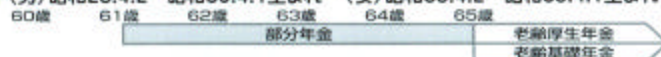
(男) 昭和22.4.2～昭和24.4.1生まれ (女) 昭和27.4.2～昭和29.4.1生まれ



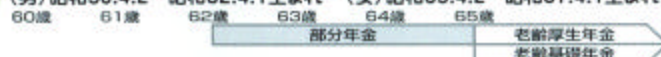
(男) 昭和24.4.2～昭和28.4.1生まれ (女) 昭和29.4.2～昭和33.4.1生まれ



(男) 昭和28.4.2～昭和30.4.1生まれ (女) 昭和33.4.2～昭和35.4.1生まれ



(男) 昭和30.4.2～昭和32.4.1生まれ (女) 昭和35.4.2～昭和37.4.1生まれ



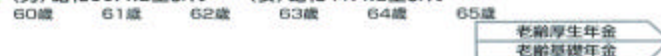
(男) 昭和32.4.2～昭和34.4.1生まれ (女) 昭和37.4.2～昭和39.4.1生まれ



(男) 昭和34.4.2～昭和36.4.1生まれ (女) 昭和39.4.2～昭和41.4.1生まれ



(男) 昭和36.4.2生まれ～ (女) 昭和41.4.2生まれ～





セカンドライフの資金は どうしますか？

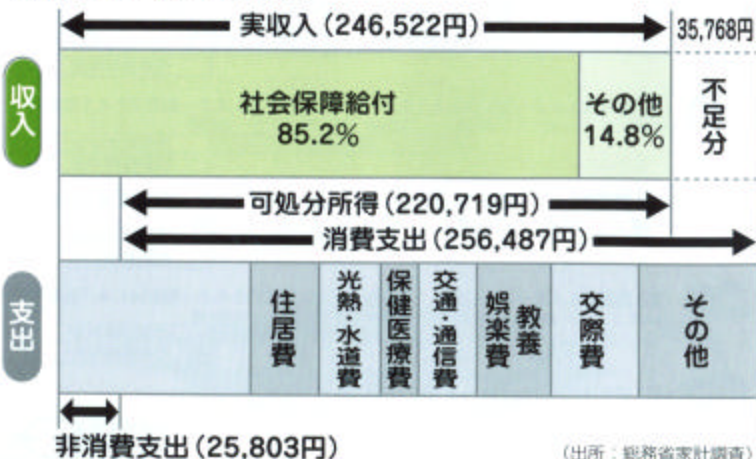
人生の様々なステージでだいたいいくらくらいお金が必要なのか、それぞれの人生設計にそって考えてみる必要があります。

セカンドライフの
ための必要資金

60歳以上の世帯では月額3~4万円の赤字

世帯主が60歳以上の無職世帯の収入は、1世帯当たり1か月平均24万7,000円で、その約85%が年金・恩給などの社会保障給付となっています。また、手取り収入（可処分所得）22万1,000円に対して、消費支出は25万6,000円で3万6,000円も上回っており、その不足分は個人・企業年金保険の受け取り（1万4,000円）をはじめ、貯蓄などの取り崩しで賄われています。

世帯主が60歳以上の無職世帯（2人以上）の家計収入 （平成12年平均・1か月1世帯当たり）



（出所：総務省家計調査）

60歳から65歳で受け取れるはずだった年金がいくらか削減されているのかを実例でみましょう！



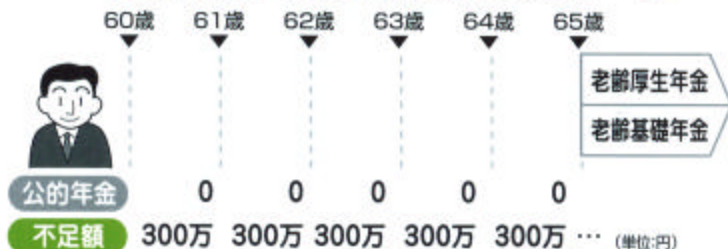
セカンドライフの必要最低資金が月25万円、年300万円として公的年金の不足額は

● 昭和29年4月10日生まれのサラリーマン



65歳まで
1,020万円も不足します

● 昭和36年4月10日生まれのサラリーマン



65歳まで
1円ももらえない！